

## POWER.ORG 会員規約

この会員規約は、デラウェア州の営利法人のためではないIEEE産業標準技術機構のプログラムとして運営されている非法人会社、Power.Org、および下記に署名をする団体(会員)との間に締結される。会員は、この会員規約および添付書類に記載されている契約条件、また会則(下記に定義されている)に基づいてPower.orgの会員となることに同意する(ここに言及することによりこの規約を受け入れることとする)。もしもこの会員規約の条項が、会則の条項を制限するまたは会則の条項と問題を起す場合には、会則が適用される。

### 1. 定義

**諮問機関**は、(a) IBMおよび(b) 会則第7項の必要条件を満たした設立者およびスポンサーのグループが、この規約の添付書類3の規約に同意し、Power Architecture ISA に対する変更に関してIBMに提案を提出することを意味する。

**諮問機関委員**は、下記に署名をする会員が加入後に諮問機関に加入する委員を含めた諮問機関の委員を意味する。諮問機関委員にはIBMを含まず、会則の第7項に従い、IBMは諮問機関の議長を務める

**添付書類**は、諮問機関および分化委員会に適応する具体的な規約を示すこの規約に対する添付書類を意味する。

**認可されたライセンス**は、この添付書類の発効日より、および諮問機関委員の機関を通じて、IBMから32ビット、64ビットまでの期限満了になっていないライセンスを持ち、Power Architecture ISAの命令セットの後に続く団体を意味する。Power Architecture ISAの命令セットは、Power Architecture ISA に基づいてプロセッサを作成する権利を団体に許可するライセンスを含み、IBMから認可された一つまたはそれ以上のPowerPCコアの物理的具體化に制限されているIBMからのライセンスを含まない。

**役員会**は、会則の第1項に示された意味を持つ。

**会則**は、施行されているおよび折々に改定されるPower.orgの会則を意味する。

**管理の変更**は、以下のいずれかの取引による会員の所有権および管理の変更を意味する：(a) 後継者団体の議決権付証券の議決権の合計が60パーセント以上(60%)に相当する証券が、その後直ちに直接的または間接的に受益所有される、

およびそのような取引の直前に発行済みの会員の議決権付証券の受益所有権を持った人々により実質同じ比率で受益所有されることを除く、会員の株主により承認された合併、統合または再組織化；(b)会員の資産の全てまたは実質的に全ての資産の転送または譲渡；または(c)会員の発行済み証券の議決権の合計の40パーセント(40%)以上を所有する証券の受益所有権(開廷された米証券取引法(Securities Exchange Act of 1934)の意味または第13条d-3以内)を持つ個人または関係した人々による(会員、会員の子会社、または会員の持ち株証券を受益的または記録上現在所有している個人を除く)直接的または間接的な買収

**委員会**は、会則の第1項に示された意味を持つ。

**寄書**は、Power.org、諮問委員会、または分化委員会、役員会、委員会への口頭または書面による公開または提出を意味する。ここでは仕様草案または実施草案、または既存の仕様または実施への追加または変更、またはその一部分に関連した公開を含むがそれだけに限らない。寄書は、ISA寄書または非委員ISA寄書を含まない。

**二次的著作物**は、改定、変更、翻訳、抜粋、凝縮、拡大、編集、または既存の著作権のある作品に修正、変形、または適応され、そしてそのような既存の著作権のある作品の著作権の所有者の許可なく準備された場合、著作権侵害となるその他の方法による既存の著作権のある作品に基づいた著作物を意味する。

**実施草案**は、草案または最終的ではない形でPower.org実施の権利を与えられた提案、書類、または文書を意味する。また実施として正式に適応される前に、分化委員会、委員会または役員会により検討され熟考された追加または変更も含む。

**仕様草案**は、草案または最終的ではない形でPower.org仕様の権利を与えられた提案、書類、または文書を意味する。また仕様として正式に適応される前に、分化委員会、委員会または役員会により検討され熟考された追加または変更も含む。

**設立者**は、会則の第1項に示された意味を持つ。

**完全準拠**は：(a)仕様または実施により「必須」であることとして定義される仕様または実施の全体を支えるまたは満たす仕様または実施の実施。または(b)そのアプリケーションの特定のタイプに必要な仕様または実施の全体の実施を意味する。

**IBM**は、International Business Machines Corporation (国際ビジネス機器株式会社)を意味し、米国ニューヨーク州のアーモンク市にビジネスを行うオフィスを持つ。

**実施**は、役員会によりリリース用に採用され承認された仕様または仕様草案、および役員会によりリリース用に採用され承認された更新または改定版のハードウェア、ソフトウェア、またはファームウェアの具体化を意味する。実施は、ISA を含まない。

**ISA 寄書**は、特に一個人またはそれ以上の諮問機関委員により行われる Power Architecture ISA への指示の追加または指示の変更に関する、Power.org、または諮問機関、役員会、委員会、分科委員会、IBM への口頭または書面による公開または提出を意味する。

**共同発明**は、Power.org の活動の推進において、二人またはそれ以上の会員が関連する人々による特許獲得の可能性のある発明を意味する。

**会員**は、下に署名する会員の加入後に会員になる会員も含めた、会則に沿った全てのPower.orgの会員を意味する。

**必要請求事項**は、Power.org からの脱退またはメンバーシップの離脱または終結後 18 ヶ月までの優先日を持つ全ての特許の請求事項を意味する。その状況下では、会員またはその子会社は、ここで検討されている範囲のライセンスを許可する権利を持つ。またそのような侵害が、そのような仕様または実施の技術的に妥当な非侵害代替策によって回避できない場合、Power.org のから脱退またはメンバーシップの離脱または終結後 18 ヶ月まで、役員会により適応された仕様または実施バージョンの実施により必然的に侵害される。

この規約の全てにもかかわらず、「必要請求事項」は、(1)仕様または実施に準拠する製品またはその一部の作成または使用に必要で、そのような仕様または実施に明白に示されていない機能を付与する技術(例、制限なしに、半導体製造技術、コンパイラ技術、オブジェクト指向技術、基本オペレーティング・システム技術)；(2)製品、その一部、またはコンビネーションにおいて、完全準拠に必要とされない唯一の目的または機能の仕様、実施またはその一部の実施；(3)ライセンスがある場合、実施許諾者によるつながりのない第3機関への特許権使用料の支払を必要とする請求事項；および(4)デザイン特許、デザイン登録、を含まない。

**非委員**は、諮問機関委員ではない委員を意味する。

**非委員ISA寄書**は、非委員により行われるPower Architecture ISAへの追加または変更に関する、Power.org、または諮問機関、役員会、委員会、分科委員会、IBM への口頭または書面による公開または提出を意味する。

**非委員ISA寄書特許請求事項**は、Power.orgのから脱退またはメンバーシップの離脱または終結後18ヶ月までの優先日を持つ非委員またはその子会社により所有、管理され、ライセンス取得が可能な全ての特許の請求事項を意味する。その状況下では、会員またはその子会社は、ここで検討されている範囲のライセンスを許可する権利を持つ。また非委員ISAの実施またはその他の使用により侵害される。

**参加者**は、会則の第1項に示された意味を持つ。

**Power Architecture ISA**または**ISA**は、IBMが発行する最新のPower Architectureの公式資料にIBMが折々指定する基礎インストラクション、特殊目的インストラクション、特権のあるインストラクション、登録商標権インストラクション、およびその他のインストラクションを含むインストラクション・セット・アーキテクチャを意味する。

**仕様**は、役員会によりリリース用に採用され承認されたPower.orgの仕様に関する書類、および役員会によりリリース用に採用され承認されたISAまたはISAの互換性に関係した更新または改定版の書類を意味する。仕様は、ISAを含まない。

**スポンサー**は、会則の第1項に示された意味を持つ。

**分科委員会**は、会則の第1項に示された意味を持つ。

**子会社**は、会則の第1項に示された意味を持つ。

## 2. 会員資格

**2.1 資格。**この規約および会則の契約条件に従って、会員は、この規約の署名のページに指定されたクラスのPower.org会員となることに同意する。クラスに対する会員の同意は、会則に示された会員資格を満たし、役員会の承認を得ることを条件とする。

**2.2 任務の支援。**Power.org会員の期間、会員は、Power.orgによりリリースされた仕様および実施に完全準拠するハードウェア、ソフトウェア製品のデザイン、開発、アプリケーションの支援をすることを期待する。しかしながら、この規約は、会員に、仕様、実施に従った製品の製造、使用、またはPower Architecture以外のプロセッサ・アーキテクチャ技術の使用の除外を義務付けない。

**2.3 会員特典。**会員は、この規約および会則に提供されている特典を受ける権利を与えられる。会員は、Power.orgの会員会議に出席する特典、Power.orgの会員へ

と広められる素材を受け取る特典、および役員会によって決定されるまたは会則に従って制定されるその他の会員特典を受ける権利を与えられる。

### 3. 会員の義務

**3.1 会則。** 会員は、会則を検閲し、それにより承諾し、会則を固守することに同意する。この規約に使用されている項目は、会則に使用されている項目と同様の意味を持つ。

**3.2 寄書。** 創設者、スポンサーおよび参加者は、この規約、規定の添付書類および会則の条項に従って、寄書、非委員ISA寄書、またはISA寄書を行う。この規約は、会員に、寄書、非委員ISA寄書、またはISA寄書を行うことを義務付けない。

**3.3 会費およびその他の手数料。** 会員は、役員会により折々設定される会費、手数料およびその他の賦課金を支払う。クラス内の会費は無差別である。役員会は、会議参加または、その他の会員特典に対する妥当な追加手数料を設定できる。

**3.4 費用。** 役員会により認可されない限り、会員は、旅費、未払給与および付帯費用などこの規約に従って行われる全ての活動への参加費用を支払う。

**3.5 独占禁止政策。** 会則の第2.6項に詳しく規定されているように、会員は、Power.orgへの参加に関して適応される全ての独占禁止法に従うことに同意する。この規約は、適応される独占禁止法に違反する行為を必要または許可しない。会員は、Power.orgに、共同研究保護法(National Cooperative Research and Protection Act of 1993 (15 U.S.C. sec. 4301 et seq.))による保護の発動を許可するため、その名前およびその他の必要な情報公開に同意する。

### 4. 情報

**4.1 非機密情報。** この規約の下に交換される全ての情報は、機密ではないこととするが、以下の場合を除く。(a)添付書類3に従い機密と指定され交換される情報；または(b)役員会により機密と認められた情報、および受取人により承諾され、役員会により承認された守秘義務条項に従って公開される情報

**4.2 独立開発。** この規約の条項は、製品を独立的に開発または入手する会員の権利を制限しない。この規約に示された全てのライセンスに従って、全ての会員は、何らかの目的でこの規約の下に公開された情報を使用することができる。

## 5. 知的所有権

**5.1 会員商標非主張。**Power.orgが、名前またはロゴを商標またはトレードネームとして適応することを提案した場合、Power.orgは、その提案を書面において会員に知らせる。会員は、商標またはトレードネームの提案を検討するため、少なくとも45日以上の通知を受ける(「検討期間」)。会員は、検討期間内に提案された商標またはトレードネームに対する異議を会員事務局長に書面での通知を提供しない限り、会員およびその子会社は、Power.orgまたは他の会員に対して、その後持つ商標またはトレードネーム権利を主張しないことに同意する。

**5.2 Power.org。**会員は、Power.orgの会員であることを公に公表できる。しかしながら、役員会により認可されない限り、Power.orgにより認可、後援されている、またはPower.orgと結びつきがある会員は、製品またはサービスを特定しない。Power.orgは、Power.orgが出版する会員リストに会員の名前を載せ、会員がPower.orgに参加したことを公表する権利を持つ。

**5.3 特許ライセンス。**各会員は、Power.orgの設立者、スポンサーおよび参加者に、譲与者の標準ライセンス手順が存在する場合、それに従い、(防衛的停止を含む)妥当で無差別的な条項の下で、非譲与者の仕様の完全準拠実施により侵害された、または実施の完全準拠の一部により侵害された必要請求事項の下に世界的な特許ライセンスを認可する。このライセンスは、被譲与者にそのような仕様の完全準拠実施およびそのような実施の作成、使用、輸入、販売、リース、流通を許可し、被譲与者の子会社に前記の権利をサブライセンスすることを許可するに足りる。前記にもかかわらず、添付書類により命じられている適応する会員からの特許ライセンスは、この第5.3項の条件に取って代わる。

**5.4 寄書における著作権。**寄書を提出した会員はそれにより、Power.orgに、そのような寄書および(i)仕様草案、(ii)仕様、(iii)実施草案、(iv)実施に施行された寄書の派生作品を作り出し、そのような寄書、仕様草案、仕様、実施草案、実施、および派生作品を使用、履行、複製、流通、展示、実行し、前記の権利をPower.orgの会員、子会社および第三機関にサブライセンスする権利を含めた、世界的、完全支払済、特許権使用料なし、取消不能、永続的、非独占で譲渡できない著作権ライセンスを認可する。会員により所有または作成された寄書は、会員が所有するものとし、寄書の所有権に関する利益は、Power.orgまたは他の会員に譲渡されない。

**5.5 Power.orgからの著作権ライセンス。**Power.orgは、会員に、寄書、仕様草案、仕様、実施草案、実施の派生作品を作り出し、そのような寄書、仕様草案、仕様、実施草案、実施、および派生作品を使用、履行、複製、流通、展示、実行し、前

記の権利を第三機関にサブライセンスする権利を含めた、世界的、完全支払済、特許権使用料なし、取消不能、永続的、非独占で譲渡できない著作権ライセンスを認可する。

**5.6 非委員 ISA 寄書特許クレーム下の特許ライセンス。** 提出により、全ての非委員 ISA 寄書に関する非委員 ISA 寄書特許クレームは、そのような非委員 ISA 寄書を実施または具体化するために製品の作成、使用、輸入、販売、リース、流通を許可し、前記の権利を IBM の子会社および第三機関にサブライセンスするために、非委員により IBM に認可された完全支払済、特許権使用料なし、非独占的、譲渡不能、取消不能、永続的、世界的なライセンスの対象となる。

**5.7 非委員 ISA 寄書における著作権。** これにより非委員 ISA 寄書を提議した各非委員 ISA は、IBM および諮問機関委員会に、非委員 ISA 寄書および ISA で実行されているそのような非委員 ISA 寄書の派生作品を作成する、また、Power.org の会員、子会社、第三機関に前述の権利をサブライセンスすることを含む、非委員 ISA 寄書およびその派生作品を使用、実行、複製、作成、展示、実施するライセンスを認可する。非委員 ISA により所有されるまたは作成された非委員 ISA 寄書は、非委員 ISA の所有権は残り、非委員 ISA 寄書の所有権に対する利益は、IBM、諮問機関委員会またはその他の会員へと譲渡されない。

**5.8 共同開発。** この規約および会則に示された権利およびライセンスに従い、共同開発を申し立てる特許出願、およびその結果による特許、再発行、再審査、継続出願は、開発会員により共有され、各所有会員は、他の会員に説明することなくライセンスおよびサブライセンスを認可する権利を持つ。

**5.9 知的所有権の譲渡。** 会員またはその子会社による著作権、企業秘密、必要要求事項の所有権の割当てまたは譲渡は、ここに示される他のメンバーにそのような知的所有権のライセンスを供与するためのライセンスと義務の対象となる。会員は、会員およびその子会社のために、この規約のライセンス義務を避けるために、そのような知的所有権を割当て、再譲与、または譲渡しないことに同意する。この規約の下に認可された全ての割当てまたはライセンスは、会員とその子会社のために認可される。

**5.10 子会社へのライセンス。** この規約のライセンスは、各会員が、この規約の発行日に既存またはその後存在する子会社にサブライセンスを認可する権利を含み、そのサブライセンスは、サブライセンスを認可された子会社が、前記会員の他の子会社にサブライセンスできる権利を含む。サブライセンスは、この規約の有効期間いかなるときも、サブライセンスを認可する機関が所有するライセンスよりも広げられない。

**5.11 その他のライセンスの非許可。**ここで明白に示されない限り、ライセンス、免責、その他の知的所有権は、会員またはその子会社により、その他の会員またはその子会社または、認可されたライセンシーへと、直接的、含蓄的、禁反言的にこの規約の下で認可されない。この規約の署名前にこの記載に従って、第5項は、いかなる会員をも、他の会員に生じる義務、責任から解放しない。

## 6. 期間および終了

**6.1 期間。**会則の第12.9項の条件により終了しない限り、この規約は、Power.orgが活動している限り、施行され有効であり、会員の年会費支払により更新される。

**6.2 終了の効力。**この規約の終了時、第4、5、6、7、8は存続する。この規約終了による特定の添付書類に関する付加的影響は、その添付書類に示される。

## 7. 保証の不存在、責任/代表の限定

**7.1 保証の不存在。**この規約またはこの文書の添付書類に明白に提示されている場合を除き、この記載に従い、会員からPower.org、Power.orgから会員、または会員から他の会員へ提供または公示される全ての寄書、ISA寄書、非委員ISA寄書、仕様草案、仕様、実施草案、実施は、「現状のまま」、および、限定なく、無違反、市場性、または特定の目的での適正の明らかなまたは含蓄的な保証なしに、いかなる種類の保証もなく、提供および公示される。会員は、この規約に認可された特許権を除き、この規約の下にリリースされた仕様および実施の実行に必要な特許権の下、ライセンスを取得する責任があることに同意する。

**7.2 責任の限定。**この規約の不履行が起こった場合、会員、子会社、またはPower.orgは、他の会員、子会社、またはPower.orgに対して、当該損害の可能性を知らされた場合にも、限定、利益損失なしのものを含めた間接的損害、特別損害の責任を負わないものとする。前記の責任の限定は、知的所有権違反または許可されていない公表、または機密情報の誤用から生じる妥当な特許権使用料、利益損失、またはその他類似の財政損失には適応しない。前記の責任の限定は更に、この規約の不履行の際、差し止め請求権求める被害者の権利に影響しない。

**7.3 代表および保証。**会員は、会員およびその子会社のために、Power.orgへの代表が、他の会員または第三機関の著作権または企業秘密の権利を侵害すると知っている寄書または非委員ISA寄書を提出しない意を表し、保証する。

## 8. 雑則

**8.1 譲渡禁止。**この規約の条項に従って許可されない限り、会員は、会則の第12.8項に従いPower.orgの文書による事前承諾なしにこの規約の下に権利または義務の譲渡、割当て、サブライセンスの発行を行わないこととする。第三機関は更に、会則の第12.8項に従いPower.orgの文書による承諾なしに、会員の管理の変更によりこの規約の下、権利または義務を担わないこととする。この条項の違反により計画された譲渡は、無効とし取り消される。

**8.2 通知。**会員は、この規約の下、通知を受け取る目的で下記に特定された代表を指名する。会員は、Power.orgに書面通知にて指名代表の変更をするものとする。会員が代表の指名を行わなかった場合、会員宛に下記に記載された住所に通知が送られる。この規約の下作成された通知は、電子メール、ファックス、速達便、クーリエ便により送られた場合翌営業日、また会員の代表宛てに提供された住所に第1種郵便、郵税前払いにより送られた場合は3日後に配達されたとみなされる。この規約の不履行の通知およびこの規約の終了通知は、速達便、または第1種郵便、郵税前払い、それに加えて、電子メールまたはファックスの両方で送られる。

**8.3 共同事業の禁止。**この規約に含まれるいかなることも、会員によって行われるいかなる行動も、会員を、Power.orgまたはその他の会員の従業員、代理人、代表者とみなさない、また、その他の会員またはPower.orgとの間の共同経営、共同事業、企業連合とみなさない。

**8.4 法律遵守。**当事者の義務は、Power.orgへの会員の参加に関して、管轄権を持つ政府の現在および将来全ての法律の対象となる。

**8.5 準拠法。**この規約は、その他の管轄権の法の適用を引き起こす抵触法原則を除き、ニューヨーク州の法律の下に管理、解釈され、当事者間の法律関係は、ニューヨーク州の法律に従って決定される。この規約に関連する論争の執行または解決に関する訴訟は、ニューヨーク州の裁判所で提起されなければならない。このような訴訟では、どちらの当事者も裁判所が当事者へのまたは請求事項の司法権に欠けると主張しない。当事者は、この規約から生じた論争に対して陪審による裁判を起こす権利をここで明白に放棄する。

**8.6 分離性。**この規定のいずれかが管轄権のある裁判所により無効または強制不能と裁定された場合であっても、残りの規定は引き続き有効であるものとし、無効となった規定の代わりに、反意図を反映する代わりの有効で強制可能な条項を設けるものとする。

**8.7 修正。**この規定および添付書類は、会則の第7.3項および第10条に基づき、非差別的に修正される。会員は、修正の発効日の少なくとも60日前に書面による通知を与えられるものとし、修正は将来のもののみとする。会員は、修正がこの規約、およびPower.orgの会員資格を終了しない限り、適法に採択された修正により拘束されるものとする。

**8.8 副本。**この規定は単数または複数の副本を作成することができ、その各々を製本とみなされるものとするが、その全てが同一の証書を構成するものとする。

**8.9 統合。**この規定およびその添付書類は、会則を除き、Power.org会員の会員資格に関連する以前の表示、合意、および了解事項全てに取って代わる。

**8.10 権限。**会員は、この規約を結ぶ権限を与えられていることを表し、保証する。下に署名する人は、会員の代表としてこの規約に署名をする権限を与えられていることを表し、保証する。

**8.11 第三機関の受益地位。**Power.orgおよび会員はここに、IBMおよびその子会社に第三機関の受益地位を許可し、IBMおよびその子会社は、署名者の機関であるように、ISA寄書、非委員ISA寄書に関連する会員の義務全てを独立的に強制する権利を持つ。

9. 発効日

9.1 発効日。この規約は、会員およびPower.orgの正式代表者により署名され有効となる。

会員：

名前: \_\_\_\_\_ 日付: \_\_\_\_\_  
活字体の名称: \_\_\_\_\_  
役職: \_\_\_\_\_  
住所: \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
電話番号: \_\_\_\_\_  
FAX番号: \_\_\_\_\_  
E-mailアドレス: \_\_\_\_\_

リクエストされた会員クラス

- \_\_\_ 設立者
- \_\_\_ スポンサー
- \_\_\_ 参加者
- \_\_\_ 開発者

受諾：

**POWER.ORG、IEEE産業標準技術機構のプログラム**

名前: \_\_\_\_\_ 日付: \_\_\_\_\_  
活字体の名称: \_\_\_\_\_  
役職: \_\_\_\_\_

## 添付書類 1

**特許権使用料負担、  
妥当および非差別的な  
知的所有権方針  
補足条項**

**1. 寄書**

設立者、スポンサーまたは参加者は、規約、この添付書類および会則の条項に従って寄書を行う。

**2. 知的所有権**

**2.1 特許。**この添付書類 1 の分科委員会知的所有権方針に適応する分科委員会の各会員は、Power.org の設立者、スポンサーおよび参加者に、(防衛的停止を含む)妥当で非差別的条項の下、譲与者会員の標準ライセンス実行がある場合はそれに従い、被譲与者会員の分科委員会仕様の完全準拠実施により侵害された、またはそのような実施の完全準拠の一部により侵害されたその譲与者の必要請求事項の下、世界的特許ライセンスを認可する。このライセンスは、被譲与者にそのような仕様の完全準拠実施およびそのような実施の作成、使用、輸入、販売、リース、流通を許可し、被譲与者の子会社に前記の権利をサブライセンスすることを許可するに足りる。

**2.2 必要請求事項の公開。**各会員は、会員およびその子会社の代表として、Power.org に書面において、Power.org に関して、この添付書類 1 の分科委員会知的所有権方針が適応される分科委員会の会員の代表である個人に個人的に知られている必要請求事項である特許または特許出願の存在を公表するために、商業的に妥当な取り組みを行う。未発表の特許出願に関して、当該の個人は、未発表の出願の存在を公表し、発行された場合に特許が適応される仕様草案または実施草案の範囲を特定する義務を持つ。そのような出願が公表されるとき、当該の個人は、可能性のある必要請求事項に関する具体的な追加情報を伴った会員の情報開示を更新する。この添付書類の規約に従い、各会員は、必要請求事項を持つ可能性が高いと発見したら可能な限り早く必要請求事項を公表するために、商業的に妥当な取り組みを行う。会員(グループまたは個人)には、特許調査を行うまたは処理する義務はない。

**2.3 情報。**この規約の第4項に従い、全ての寄書、非委員 ISA 寄書、分科委員会議事録、およびその他の資料は非機密であるとみなされる。

**2.4 非委員 ISA 寄書。**非委員 ISA 寄書は、この規定の第5.6項および第5.7項に従い、場合に応じて、ライセンスを与えられる、または指定される。

**2.5 その他のライセンスの禁止。**ここに明白に示されない限り、ライセンス、免責、その他の権利は、会員またはその子会社により、その他の会員またはその子会社へと、直接的、含蓄的、禁反言的にこの規約の下で認可されない。この規約の署名前にこの記載に従って、第2項は、いかなる会員をも、他の会員に生じる義務、責任から解放しない。

### 3. 存続

**3.1 存続。**この規約の終了、または何らかの理由による分科委員会への会員の参加終了時、この添付書類の第2、3項は存続する。

## 添付書類 2

**特許権使用料なし  
妥当および非差別的な  
知的所有権方針  
補足条項**

**1. 寄書**

設立者、スポンサーまたは参加者は、規約、この添付書類および会則の条項に従って寄書を行う。

**2. 知的所有権**

**2.1 特許。** この添付書類 2 の分科委員会知的所有権方針に適応する分科委員会の各会員は、Power.org の設立者、スポンサーおよび参加者に、(防衛的停止を含む)妥当で非差別的条項の下、譲与者会員の標準ライセンス実行がある場合はそれに従い、被譲与者会員の分科委員会仕様の完全準拠実施により侵害された、またはそのような実施の完全準拠の一部により侵害されたその譲与者の必要請求事項の下、世界的な特許権使用料なしの特許ライセンスを認可する。このライセンスは、被譲与者にそのような仕様の完全準拠実施およびそのような実施の作成、使用、輸入、販売、リース、流通を許可し、被譲与者の子会社に前記の権利をサブライセンスすることを許可するに足りる。

**2.2 必要請求事項の公開。** 各会員は、会員およびその子会社の代表として、Power.org に書面において、Power.org に関して、この添付書類 2 の分科委員会知的所有権方針が適応される分科委員会の会員の代表である個人に個人的に知られている必要請求事項である特許または特許出願の存在を公表するために、商業的に妥当な取り組みを行う。未発表の特許出願に関して、当該の個人は、未発表の出願の存在を公表し、発行された場合に特許が適応される仕様草案または実施草案の範囲を特定する義務を持つ。そのような出願が公表されるとき、当該の個人は、可能性のある必要請求事項に関する具体的な追加情報を伴った会員の情報開示を更新する。この添付書類の規約に従い、各会員は、必要請求事項を持つ可能性が高いと発見したら可能な限り早く必要請求事項を公表するために、商業的に妥当な取り組みを行う。会員(グループまたは個人)には、特許調査を行うまたは処理する義務はない。

**2.3 情報。**この規約の第4項に従い、全ての寄書、非委員 ISA 寄書、分科委員会議事録、およびその他の資料は非機密であるとみなされる。

**2.4 非委員 ISA 寄書。**非委員 ISA 寄書は、この規定の第5.6項および第5.7項に従い、場合に応じて、ライセンスを与えられる、または指定される。

**2.5 その他のライセンスの禁止。**ここに明白に示されない限り、ライセンス、免責、その他の権利は、会員またはその子会社により、その他の会員またはその子会社へと、直接的、含蓄的、禁反言的にこの規約の下で認可されない。この規約の署名前にこの記載に従って、第2項は、いかなる会員をも、他の会員に生じる義務、責任から解放しない。

### 3. 存続

**3.1 存続。**この規約の終了、または何らかの理由による分科委員会への会員の参加終了時、この添付書類の第2、3項は存続する。

## 添付書類3

パワー・アーキテクチャ諮問機関  
補足条項

## 1. 定義

**機密情報**は、(i)パワー・アーキテクチャISAおよび公開時に機密の印がついた書面のISA寄書、(ii)公開時に機密として指定された口頭で公開されたISA寄書、および公開30日以内に識別のためにISA寄書を要約した書面メモとして諮問委員会議長に送られた口頭で公開された資料、そして(iii)諮問機関の会議議事録に限られる。上記に関わらず、機密情報は、非委員ISA寄書を意味しない、または含まない。

**Comment [FLDE1]:** We changed this to "iii". The source text still reads "iv". Please change source text.

**完全ISA準拠**は、(a)「必須」であることとして定義されるパワー・アーキテクチャISAの全ての部分を支援または実行するパワー・アーキテクチャISAの実施。または(b)その特定のタイプのアプリケーションに必要なパワー・アーキテクチャISA全体の実施を意味する。

**必要請求事項**は、諮問機関委員のPower.orgからの脱退またはメンバーシップの離脱または終結後18ヶ月までの優先日を持つ全ての特許の請求事項を意味する。その状況下では、諮問機関委員は、ここで検討されている範囲のライセンスを許可する権利を持つ。またそのような侵害が、そのようなISA寄書の技術的に妥当な非侵害代替策によって回避できない場合、考慮のために諮問機関に提出されたバージョンのISA寄書により必然的に侵害される。

この規約の全てにもかかわらず、「ISA必要請求事項」は、(1)ISA寄書に準拠する製品またはその一部の作成または使用に必要で、そのようなISA寄書に明白に示されていない機能を付与する技術(例、制限なしに、半導体製造技術、コンパイラ技術、オブジェクト指向技術、基本オペレーティング・システム技術)；(2)製品、その一部、またはコンビネーションにおいて、完全ISA準拠に必要とされない唯一の目的または機能のパワー・アーキテクチャISAに含まれるISA寄書またはその一部の実施；(3)ライセンスがある場合、実施許諾者によるつながりのない第3機関への特許権使用料の支払を必要とする請求事項；(4)デザイン特許、デザイン登録；および(5)非委員ISA寄書特許クレームを含まない。

## 2. 諮問機関の会員資格

**2.1 適正。** 諮問機関委員は、以下の条件を満たす設立者またはスポンサー会員である：

- (i) 完全ISA準拠のパワー・アーキテクチャ・マイクロプロセッサ、または完全ISA準拠のパワー・アーキテクチャ・プロセッサに基づいたシステムの製造メーカー、またはそうでなければ完全ISA準拠のまたはパワー・アーキテクチャ技術を使用した製品の流通の公約を実証した会員
- (ii) 公認されたライセンシー
- (iii) 諮問委員およびIBMが、パワー・アーキテクチャISAを実施する製品およびそのような実施を組み込む製品を製造、使用、販売するために、適応される現在および未来の特許の下、お互いにライセンスを与えるIBMとの特許ライセンス契約を一つまたはそれ以上持つ会員
- (iv) IBMにより決定される、パワー・アーキテクチャISAに基づいたマイクロプロセッサまたはコンピュータに関連する情報を含むがそれだけに限らずパワー・アーキテクチャISAに関連した情報の譲渡を受け取るため適切な米国輸出認可を持つ会員

**2.2 任務の支援。** 諮問機関の会員資格の期間、諮問機関委員は、パワー・アーキテクチャISAを伴い完全ISA準拠するハードウェア、ソフトウェア製品のデザイン、開発、アプリケーションの支援をすることを期待する。しかしながら、この条項またはこの規約は、諮問機関委員に、そのような製品の製造、使用、またはパワー・アーキテクチャ以外の競争相手のプロセッサ・アーキテクチャ技術の使用の除外を義務付けない。

**2.3 諮問機関の目的。** 諮問機関の目的は、可能性のあるパワー・アーキテクチャISAに対するISA寄書について審議するために集まり、そのようなISA寄書に関するIBMへの提案を投票することである。IBMはそのようなISA寄書を、パワー・アーキテクチャへと取り入れるか否かを決定する独占権を持ち、そのような決定は、この会則または規約の対象とならない。いかなるときも、IBMは、諮問機関の提案の受入または拒否、IBMのISA寄書を取り入れるか否かの決定、または第3項に示された計画および方向性の伝達の失敗に関連した損害の責任を負わないものとする。

## 3. ISA寄書

**3.1 諮問機関委員は、規約、この添付書類および会則の条項に従い、IBMによる検討のための、パワー・アーキテクチャISAに関連したISA寄書を作成する。ISA寄書が、IBMにより、ISAへの包括を認められるためには、そのISA寄書は書面により提**

出、または口頭により提出された場合は、書面に変換されなければならない。パワー・アーキテクチャISAの計画および方向性について諮問機関委員と定期的に連絡することがIBMの目標である。

#### 4. 機密情報

**4.1 機密情報。** IBM、諮問機関委員およびサブライセンスされたこれらの子会社は、当事者の機密情報の保守と同じ程度の注意を払い、その状況下において妥当な程度以下の注意を払うことなく機密情報を保つことに同意する。適応する特許および著作権に従い、受領者は、無形機密情報を、あらゆる目的で機密情報の使用を自由にできる。IBM、諮問機関委員およびサブライセンスされたこれらの子会社は、(請負業者の権利をIBMまたは諮問機関委員のための仕事のために使用することに制限する類似の機密保持契約の下)知る必要のある従業員または請負業者に機密情報を与える。この機密保持の義務は、機密情報の公開日から10年後に満了する。

**4.2 例外。** 以下の機密情報には義務は適応されない：

- (i) 公開、受領時に公に使用できる、または受領者の機密保持義務の不履行以外の特許権の消滅状態の情報
- (ii) 機密保持義務なしに第三機関から合法的に受領した情報
- (iii) 公開者からの受領前に使用、公開に関する制限なしに受領者に合法的に知らされた情報
- (iv) 受領者の従業員または請負業者により単独で作られた情報
- (v) 法律の定めるところにより公開された情報
- (vi) パワー・アーキテクチャ ISA の公式に発表されたバージョンで公開された情報
- (vii) 製品またはサービスの製造、マーケティング、販売、維持管理で本質的に公開された情報

**4.3 許可された公開。** IBMおよび諮問委員会は、諮問委員会への、ISA寄書およびISAの一部として当該のISA寄書が発行される予想日の適応に対するIBMの書面による通知に従って、ISA寄書を第三機関へ公開できる。そのような公開は、発行予想日の9ヶ月前に有効とし、この第4項の規約と同様に制限的な書面の機密保持規定の下で行われる。

**4.4 否認事項。** この添付書類またはこの記載に従った機密書類の公開は、いかなる場合においても、IBM、諮問委員会、またはこれらの子会社が、(i)他企業と競争

力のある製品またはサービスを開発、製造、または売り込むこと、または(ii)いかなる方法で、これらの従業員を配属、再配属することを制限しない。

## 5. 知的所有権

**5.1 特許。** 検討のための諮問機関への提出により、与えられたISA寄書に関する諮問機関委員の全てのISA必要請求事項は、製品がISA完全準拠であることを条件に、IBM寄書を実施または具体化した製品の作成、使用、輸入、販売、リース、流通を許可し、前記の権利をIBMの子会社および第三機関にサブライセンスするために、諮問機関委員によりIBMに認可される全額支払済み、特許権使用料なし、非独占で譲渡できない、取り消し不能で永続する世界的ライセンスの対象となる。諮問機関委員は公認されたライセンシーであるという同意が、前記に対して矛盾している、または前記を反映していない条項を持つという範囲で、諮問機関委員は、そのような前述のライセンス許可を取り入れるための同意を修正することに同意する。

**5.2 著作権および無形機密情報。** 諮問委員会への書面通告に従って、IBMによりISAへと認められたISA寄書を提議した各諮問委員は、ここに、そのようなISA寄書およびISAで実行されているISA寄書の派生作品を作成し、ISA寄書およびその派生作品を使用、実行、複製、配当、公開、実施し、そのようなISA寄書を具体化した作品の流通、展示、実行、および子会社および第三機関へとサブライセンスするための、全額支払済み、世界的、取り消し不能で永続し、非独占で譲渡できない、著作権および企業秘密のライセンスを、IBMおよび全ての諮問機関委員へと認可する。この項目の下IBMにより承認された著作権および無形機密情報に関して、前述のライセンスは、諮問機関委員に、パワー・アーキテクチャISAに基づいたマイクロプロセッサ、またはIBMの複製型をデザイン、開発する権利を許可しない。そのような権利が許可された場合、IBMおよび諮問機関委員の間の別の同意書に示されるものとする。そのようなライセンスは、この添付書類の第4項の対象となる。諮問機関委員は公認されたライセンシーであるという同意が、前記に対して矛盾している、または前記を反映していない条項を持つという範囲で、諮問機関委員は、そのような前述のライセンス許可を取り入れるための同意を修正することに同意する。

**5.3 ISAに認められなかったISA寄書に対する特許、著作権、有形情報のライセンス。** IBMによりISAへと認められなかったISA寄書を提議した各諮問委員はこの結果、IBMおよびその他の諮問委員へ、会員の特許、著作権企業秘密の下、ISA寄書およびその派生作品を実施または具体化する製品を作成、新規作成、使用、輸入、販売提供、リース、販売、または流通し、派生作品を使用、実行、複製、流通、公開、作成し、また、その子会社または第三機関への前述の権利をサブライセンス

する、世界的で、取り消し不能で永続し、非独占で譲渡できないライセンスを認可する。そのようなライセンスは、この項目の下、認可する諮問委員および被交付者が同意する妥当で無差別な規約の下で作成される。

**5.4 寄書のライセンス。** ISA寄書以外に諮問委員会へと作成された寄書は、この基本規約および添付書類1の規約に従い、寄稿する諮問委員により、IBMおよびその他の諮問委員へライセンスが供与される。IBMにより諮問委員会へと作成された寄書全ては、IBMと諮問委員の間で結ばれたその他の規約に示されているように、諮問委員へライセンスが供与される。

**5.5 その他のライセンスの禁止。** ここに明白に示されない限り、ライセンス、免責、その他の権利は、諮問機関委員により、その他の会員、公認されたライセンシーまたは前記の子会社へと、直接的、含蓄的、禁反言的にこの規約の下で認可されない。この規約の署名前にこの記載に従って、第5項は、いかなる諮問機関委員をも、他の会員に生じる義務、責任から解放しない。

## 6. 代表および保証

**6.1** 諮問機関委員は、委員およびその子会社の代表として、この添付書類の下のISA寄書は、他の会員または第三機関の著作権または企業秘密権を侵害しないことを、IBMに表し、保証する。

## 7. 存続

**7.1** この規約の終了、または何らかの理由による分科委員会への会員の参加終了時、この添付書類の第4、5、6、7、8項は存続する。

### 会員:

会員名: \_\_\_\_\_ 日付: \_\_\_\_\_

活字体の名前: \_\_\_\_\_

役職: \_\_\_\_\_

住所: \_\_\_\_\_

電話番号: \_\_\_\_\_

FAX番号: \_\_\_\_\_

E-mailアドレス: \_\_\_\_\_

### 受諾:

**POWER.ORG、IEEE産業標準技術機構のプログラム**

名前: \_\_\_\_\_  
活字体の名前: \_\_\_\_\_  
役職: \_\_\_\_\_

日付: \_\_\_\_\_

**IBM (International Business Machines Corporation)**

名前: \_\_\_\_\_  
活字体の名前: \_\_\_\_\_  
役職: \_\_\_\_\_

日付: \_\_\_\_\_